書式 12：購入契約書

契約番号○○○○○○○○○号

購　入　契　約　書

（件名　　）

1	品　　名	別紙仕様書のとおり
2	規格・寸法等	別紙仕様書のとおり
3	数　　量	別紙仕様書のとおり
4	契約金額	金○○,○○○,○○○円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額金○,○○○,○○○円	
5	納入場所	別紙仕様書のとおり
6	納入期限	契約締結の日の翌日から○○○日間

頭書の物品の購入について、東日本高速道路株式会社を発注者とし、「○○○○」を受注者として、次の条項により契約を締結する。

上記契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

発　注　者　　住　所　　○○県○○市○○町○○

氏　名　　東日本高速道路株式会社○○支社○○事務所

○○支社（事務所）長　　○　○　　○　○　　印

受　注　者　　住　所

氏　名

（総則）

第 1 条　受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の物品を頭書の契約金額をもって、頭書の期限内に頭書の場所に納入しなければならない。

（履行の委任及び債権の譲渡）

第 2 条　受注者は、第三者にこの契約に基づく債務の全部または一部の履行を委任し、またはこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員等）

第 3 条　発注者は、次に掲げる権限を有する監督員を置くことができる。

一　受注者に対する業務に関する指示

二　この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者からの確認の申出または質問に対する承諾または回答

三　この契約の履行に関する受注者との協議

四　仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

五　前各号のほか、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したもの

2　発注者は、監督員を置いたときには、受注者に対し、その職名及び氏名を通知しなければならない。監督員を変更し、またはその任を解いたときも同様とする。

3　発注者は、第１項第五号の規定に基づき監督員に権限を委任したときには、受注者に対し、当該委任した権限の内容を通知しなければならない。

4　監督員は、自己の権限の範囲内で事務を補助する補助監督員を定めたときには、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。補助監督員を変更し、またはその任を解いたときも同様とする。

5　発注者は、２名以上の監督員を置き第１項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

6　発注者及び受注者は、契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下、本条において「請求等」という。）は、契約書及び仕様書等に特別の定めが置かれているものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が行った請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（購入条件の変更）

第 4 条　発注者は、必要がある場合には、物品の品種、銘柄、規格、寸法、納入場所または受渡場所を変更し、または納入を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場

合において、納入期限または契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第 5 条　発注者は、前条第 1 項に定める場合のほか、必要がある場合には、納入期限を変更することができる。

2　前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第 6 条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により期間内に物品を納入することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその事由を付して期間の延長を求めることができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、納入期限を延長しなければならない。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（物価等の変動）

第 7 条　納入期限までの間に、予期することができない異常の事由の発生に基づく経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額その他の購入条件を変更することができる。

（引渡前の損害）

第 8 条　物品の引渡前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

（検査及び引渡）

第 9 条　受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ、その予定期日等を発注者に連絡するとともに、納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日の翌日から 14 日以内に検査を行い、検査に合格した場合においては、受注者は、すみやかに発注者にその目的物を引渡さなければならない。

3　前項の検査に合格しない場合においては、受注者は、発注者の指定する期日までにその不合格品を取り替えて再検査を受けなければならない。ただし、このために契約金額を増

額し、または納入期限を変更することはできない。

（納入及び検査に要する費用）

第 10 条　物品の納入及び検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。

（代金の支払い）

第 11 条　受注者は、第 9 条第 2 項の規定による検査に合格し、引渡を完了したときは、所定手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2　発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日の翌日から起算して 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

（部分払）

第 12 条　受注者は、契約全数量の引渡前に、すでに引渡を完了した物品について、契約代金相当額を請求することができる。

2　第 9 条から第 11 条までの規定は、前項の場合に準用する。

（代理受領）

第 13 条　受注者は、書面により発注者の承認を得て、契約代金の全部または一部の請求及び受領について、第三者を代理人とすることができる。

2　前項の規定により第三者を代理人としたときは、発注者は、その第三者に対して前 2 条の規定に基づく支払いをするものとする。

3　前項の場合において、第三者は、受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人である旨を明記し、請求及び受領についての委任状を添付しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金及び遅延利息）

第 14 条　受注者の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入することができない場合において、納入期限経過後に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、受注者から損害金を請求することを条件として、納入期限を延長することができる。

2　前項の損害金は、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合を契約金額からすでに引渡を完了した物品に対する契約代金相当額を控除した額に乗じて得た額とする。

3　発注者の責めに帰する事由により、第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対し、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査の遅延）

第 15 条　発注者がその責めに帰する事由により、第 9 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の日の翌日から検査をした日までの期間の日数は、第 11 条第 2 項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間が満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第 3 項の規定による遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第 16 条　受注者は、物品の隠れた瑕疵またはその瑕疵によって生じた発注者の損害について、その引渡を受けた日の翌日から 1 年間担保の責めを負わなければならない。

（反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置）

第 17 条　受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行なわなければならない。

2　受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

3　発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。

4　受注者は、不当介入を受けたことにより納入日に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

第 18 条　発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

一　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。

二　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。

三　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしない。

四　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。

五　発注者または受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。

2　発注者または受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。

3　発注者または受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。

4　発注者または受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、または違背の事実を知ったときは、第19条第1項第3号または第21条第1項第2号に基づき、この契約を解除する。

（発注者の解除権）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品を完納しないときまたは納入期限経過後相当期間内に物品を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

二　検査に際し、受注者若しくはその代理人、使用人等が発注者の社員の職務執行を妨げたとき、または受注者若しくはその代理人、使用人等に詐欺その他の不正行為があると認められたとき。

三　前各号のほか、受注者が契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四　第21条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五　受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

六　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時購買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

ニ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の場合において、すでに納入した物品があるときは、発注者は、検査をし、合格したものは発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該物品の契約代金相当額を支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 19 条の 2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定により、この契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第 20 条　発注者は、受注者が物品の納入を完了しない間は、第 19 条第 1 項の規定によるほか、必要がある場合においては、契約を解除することができる。

2　第 19 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3　第 1 項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。その損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第 21 条　受注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

一　第 4 条の規定により、発注者が購入条件を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二　発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品を納入することが不可能となったとき。

三　発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

2　第 19 条第 2 項及び前条第 3 項の規定は、前項の規定により、契約を解除した場合に準用する。

第 22 条　受注者は、天災地変その他不可抗力により物品の納入が不可能となったときは、遅滞なくその理由を詳記した書面を発注者に提出し、契約の解除を請求することができる。

2　発注者は、前項の請求が正当であると認めたときは、受注者の契約解除の請求を承認することができる。

3　第 19 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 23 条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とする。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む）。

二　納付命令または独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号の規定に違反する

行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令または排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　この契約に関し、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、または、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二　前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員または使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。

四　受注者が発注者に刑法第96条の6第1項、第2項及び第198条並びに独占禁止法第3条の規定に抵触する行為は行わない旨の誓約書を提出しているとき。

（違約金・賠償金等の控除等）

第24条　受注者が、この契約に基づく違約金、損害金または賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、契約代金のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに請求する。

（異議の申立）

第25条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その事由

を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立をすることができる。

一　発注者の指示に著しく不適当と認められる行為があったとき。

二　正当な事由なしに、発注者が受注者の求めに応じてこの契約に基づく検査を行わずまたは指示等を与えないとき。

2　発注者は、前項の異議の申立を受けたときは、それを受理した日の翌日から起算して30日以内にその異議に対する決定をし、受注者に通知しなければならない。

（契約外の事項）

第 26 条　この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。